

災害時における柔道整復師支援活動に関する協定書

平成20年7月15日

社団法人 高知県柔道整復師会

高 知 県

災害時における柔道整復師支援活動に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、高知県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 前項の協力要請は、文書で行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

（災害支援）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（災害支援活動の内容）

第4条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第5条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 乙は、甲の災害支援班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、甲に文書で報告するものとする。

（災害支援班の輸送等）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送等、災害支援活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施術費）

第8条 第3条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（扶助金の支給）

第9条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に協力する者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

（実費弁償）

第10条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に協力した者に係る費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

（協議）

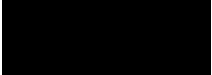
第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年7月14日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事 

乙 高知市塩屋崎町2丁目1番27号
社団法人高知県柔道整復師会
会 長 